

新旧対照表

規程名称	B-11 取引約款規程
------	-------------

旧	新	理由
<p>第 7 条（預託金の出金）</p> <p>1 （省略）</p> <p>2 （省略）</p> <p>3 前項の確認により顧客が投資意思があることを確認できない場合又は投資意思がない場合には、当社は、顧客に対し、予め顧客が指定した銀行預金口座に送金する方法によって、顧客の預託金を返還するものとする。なお、送金手数料は顧客の負担とする。</p>	<p>第 7 条（預託金の出金）</p> <p>1 （省略）</p> <p>2 （省略）</p> <p>3 前項の確認により顧客に投資意思があることを確認できない場合又は投資意思がない場合には、当社は、顧客に対し、予め顧客が指定した銀行預金口座に送金する方法によって、顧客の預託金を返還するものとする。なお、送金手数料は顧客の負担とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文章の体裁を整えたことによるもの。
<p>第 12 条（取引約款の変更）</p> <p>取引約款は、法令の変更もしくは監督官庁の指示または命令、もしくは日本証券業協会が定める諸規則の変更等により、その必要を生じたときは改訂するものとする。</p>	<p>第 12 条（取引約款の変更）</p> <p>取引約款は、法令の変更もしくは監督官庁の指示または命令、もしくは日本証券業協会が定める諸規則の変更等により、その変更の必要を生じたときに<u>民法第 548 条の 4 の規定に基づき改訂されることがある。改訂を行う旨及び改訂後の本規程の内容並びにその効力発生時期は、インターネット（ホームページ）により周知するものとする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民法第 548 条の 4 に係る内容を追記したことによるもの。